

災害発生時の避難所生活における防犯対策の強化について（情報提供）

横浜市では、令和 7 年 3 月に改定された「横浜市地震防災戦略」に基づき、災害時に避難された皆様が、より安心して過ごせる避難所環境の整備を進めています。

この取組の一環として、令和 7 年度中に、**犯罪の抑止と避難者の不安感の軽減**を目的に、**横浜市が管理する簡易防犯カメラ及び防犯ブザーを全地域防災拠点に配備**しました。

つきましては、次のとおり、簡易防犯カメラ（2 台）及び防犯ブザー（10 個）の運用を行う予定ですので、ご承知おきください。

1 簡易防犯カメラについて

本市が配備した簡易防犯カメラは、横浜市が管理し、災害時に地域防災拠点の安全確保のために使用します。

(1) 簡易防犯カメラの特徴

災害時に限定して使用する、取り外し可能な簡易型のカメラ（トレイルカメラ）です。

- ・ 常時監視するものではなく、人の動きを検知したときのみ自動で録画します。
- ・ 特定の人の行動を監視することを目的としたものではありません。

(2) 設置の考え方

設置にあたっては、地域防災拠点の状況を踏まえ、地域防災拠点運営委員会において設置場所を検討してください。

また、設置後については、機器の紛失や破損がないよう、設置状況の見守りにご協力をお願いします。

(3) 設置場所の考え方

簡易防犯カメラは、防犯上必要な共用部分に限定して設置します。

【設置が想定される場所の例】

- ①避難所の主な出入口（受付を設置する場所周辺）
- ②トイレ、更衣室、授乳室等の出入口前の導線
- ③貴重品保管場所の周辺
- ④死角となりやすい廊下など、防犯上必要な場所

【設置してはいけない場所】

- ①就寝スペース
- ②トイレ、更衣室、授乳室等の内部
- ③私的空間と認められる場所
- ④カメラが転倒・落下のおそれがある不安定な場所 など

2 カメラ映像の管理・開示の考え方

(1) 映像の管理について

簡易防犯カメラの映像は、横浜市が一元的に管理します。

- ・運営委員や避難者が映像を確認・管理することはありません。
- ・運営委員の皆様には、設置場所の検討や設置後のカメラの見守りに協力いただきますが、映像管理の責任はありません。

(2) 映像の開示（警察提供）について

カメラ映像は、原則、窃盗やわいせつ事案等の事件・事故が発生し、警察から要請があった場合に限り、市民局が必要性を判断したうえで提供します。

- ・避難所に従事する市職員（動員職員）が現地で独自に開示判断を行うことはありません。
- ・映像提供の判断は、市民局が一元的に行います。

3 防犯ブザーの活用について

防犯ブザーは、夜間にトイレや更衣室を利用する際など、地域防災拠点内で不安を感じた場合に使用します。

- ・子ども、高齢者、女性など、不安を感じやすい方へ貸出をしてください。
- ・使用方法、貸出方法や保管場所等などは、各地域防災拠点の実情に応じて、柔軟に運用してください。

4 その他

(1) 今後の予定

具体的な運用方法が確定した際には、改めてお知らせします。

(2) 添付資料

簡易防犯カメラ及び防犯ブザー（画像見本）について

【担当】

市民局地域防犯支援課 川口、山香、早野

電話：671-3705 FAX：664-0734

メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

■ 簡易防犯カメラ及び防犯ブザー（画像見本）

【配備目的】

犯罪の抑止と避難者の不安感の軽減のため配備します。

【簡易防犯カメラ】

■ 特 徴

- ✓ センサー式で、人の動きを検知して録画します（トレイルカメラ）
- ✓ 赤外線センサーにより夜間も撮影できます
- ✓ 乾電池・ソーラーパネル・コンセントの3方式による給電に対応しています



【防犯ブザー】

